

# 平成 24 年経済センサスー活動調査

## 用語の解説

### 1 産業横断的

#### (1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

#### 派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

#### (2) 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

#### ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人です。

#### イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

#### ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない）で、役員報酬を受けている人をいいます。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

## エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

### 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

### 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

## オ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

## カ 他への出向・派遣従業者数

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

## (3) 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

## (4) 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき分類しています。

## (5) 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

## (6) 経営組織

### ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいいます。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。

### イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいいます。次の会社及び会社以外の法人が該当します。

#### 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

#### 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいいます。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれます。

### ウ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいいます。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

## (7) 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）又は個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となります。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としています。

**(8) 会社企業**

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としています。

**(9) 企業産業分類**

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成 23 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類しています。

**(10) 資本金額**

調査日現在における株式会社（有限会社を含む）については、資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

**(11) 単独・本所・支所の別**

**ア 単独事業所**

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

**イ 本所（本社・本店）**

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいいます。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

**ウ 支所（支社・支店）**

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としていいます。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。なお、経営組織が外国の会社は支所としています。

**(12) 売上（収入）金額**

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としています。

## 2 製造業（上記1で解説済みのものについては省略）

### (1) 製造業

有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新製品を製造加工し、これを卸売する事業所をいいます。一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、1区画を占めて主として製造又は加工を行っています。

### (2) 従業者

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、臨時雇用者は含めません。

#### 常用労働者

次のいずれかに該当する人をいいます。

- ・ 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている人
- ・ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇われている人
- ・ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱います。
- ・ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている人
- ・ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている人

### (3) 常用労働者毎月末現在数の合計

常用労働者の1月から12月までの毎月末現在数の合計をいいます。

### (4) 事業に従事する者の人件費

平成23年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与など」の合計をいいます。

### (5) 原材料、燃料、電力の使用額等

平成23年1月から12月までの1年間における次のア～カの合計をいいます

#### ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

#### イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

#### ウ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

#### エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

#### オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

#### カ 転売した商品の仕入額

平成 23 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

### (6) 製造品出荷額等

平成 23 年 1 月から 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計をいいます。

#### ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 23 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- ・ 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- ・ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- ・ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 23 年中に返品されたものを除く）

#### イ 加工賃収入額

平成 23 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

## (7) 有形固定資産（従業者 10 人以上の事業所）

平成 23 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によつてい  
ます。

有形固定資産とは、次のものを指しています。

- ・ 土地
- ・ 建物及び構築物（土木設備、建物付属設備を含む）
- ・ 機械及び装置（付属設備を含む）
- ・ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この  
勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する  
他の事業所への引渡し等の額をいいます。

有形固定資産の投資総額

- ・ 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額
- ・ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額
- ・ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

## (8) リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）

### ア リース

賃貸借契約であつて、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として  
中途解約のできないものをいいます。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買  
取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。

### イ リース契約額

新規に契約したリースのうち、平成 23 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、  
設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額  
をいいます。

### ウ リース支払額

平成 23 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリ  
ース料の年間合計金額をいいます。したがって、平成 23 年以前にリース契約した物  
件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

(9) 生産額（従業者 10 人以上の事業所）

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）  
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

(10) 付加価値額（従業者 30 人以上の事業所）

付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等  
－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

(11) 粗付加価値額（従業者 29 人以下の事業所）

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）  
－原材料、燃料、電力の使用額等

※ 消費税を除く内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計のことをいいます。

### 3 卸売業・小売業（上記1で解説済みのものについては省略）

#### (1) 卸売業・小売業

有体的商品を購入して販売する事業所であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

##### 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ・ 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ・ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所
- ・ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とします。

- ・ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業としています。
- ・ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれています。

##### 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ・ 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ・ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業としています。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしていません。
- ・ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局などをいいます。

- ・ ガソリンスタンド
- ・ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ・ 別経営の事業所  
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類しています。

## (2) 従業者及び就業者

調査日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

### ア 従業者

「個人事業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の合計をいいます。

### イ 就業者

従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいいます。

## (3) 年間商品販売額

平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出しました。

## (4) その他の収入額

平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものをいいます。

## (5) 商品手持額

平成 23 年 12 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）をいいます。

#### (6) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の 50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

- ・ 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている場合
- ・ 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている場合
- ・ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている場合
- ・ セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがあります。

#### (7) 売場面積（小売業のみ）

調査日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていません。

#### 4 サービス関連産業B（上記1で解説済みのものについては省略）

##### (1) 収入を得た相手先別収入額

当該事業所で行っているサービス関連産業事業の収入又は医療、福祉事業の収入について、その得た相手先別に売上（収入）金額を区分したものです。

##### ア 個人（一般消費者）

一般消費者から得た収入をいいます。

##### イ 民間

公務以外の他企業との取引などによる収入をいいます。国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）との取引などによる収入を含みます。

##### ウ 公務

国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入をいいます。

##### エ その他

自社名義で取引を行った国際取引による収入及び本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入をいいます。

##### (2) レンタル年間売上高及びリース年間契約高

レンタル年間売上高とは、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間に得た物品賃貸業の売上高のうち、リース以外の賃貸契約から得た収入をいいます。

リース年間契約高は平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間のリース契約高です。

なお、リースとは物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約で、レンタルとはリース以外の全ての賃貸契約をいいます。

##### (3) 宿泊業の収容人数及び客室数

宿泊業のうち、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合の収容人数及び客室数です。

**(4) 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数、受講整数**

以下の各サービス業における、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 1 年間の取扱件数、入場者数、利用者数、または、平成 23 年 12 月 31 日現在の受講生数です。なお、同一人物が複数回利用・入場した場合は、それぞれを 1 人とするため、延べ人数となります。

**ア 冠婚葬祭業の結婚式・披露宴、葬儀の年間取扱件数**

年間の挙式・披露宴、葬儀取扱件数です。

**イ 映画館の年間入場者数**

有料入場者数で、試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行（イベント等）の入場者数は含みません。

**ウ 興行場、興業団の年間入場者数**

主催した興行の有料入場者数で、無料の入場者及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含みません。

**エ スポーツ施設提供業の年間施設利用者数**

有料利用者数で、団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数となります。

**オ 学習塾の受講生数（在籍者数）**

平成 23 年 12 月 31 日現在で、在籍（入会）している受講生数で、冬期特別コースのみを受講している受講生も含めます。

**カ 教養・技能教授業の受講生数（会員数）**

平成 23 年 12 月 31 日現在で、会員となっている受講生数です。